

締約国に関する情報 R U	ロシア連邦 一 般 情 報	附属書 B 1 R U
国内官庁の名称	Federal Service for Intellectual Property (Rospatent) (Russian Federation) (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))	
所在地及び郵便のあて名	ROSPATENT, Berezhkovskaya nab., 30/1, Moscow 125993, Russian Federation (一般) Federalny Institut Promyshlennoi Sobstvennosti, Berezhkovskaya nab., 30/1, Moscow 125993, Russian Federation (出願処理)	
電話番号	(7-495) 531 63 64 (一般) (7-499) 240 25 91 (出願処理)	
ファクシミリ装置	(7-499) 243 33 37, (7-495) 531 63 18	
電子メール	rospatent@rupto.ru (一般) ro-ru@rupto.ru (受理官庁) isa-ipea@rupto.ru (国際調査機関, 補充国際調査機関, 国際予備審査機関)	
インターネット	www.rupto.ru www1.fips.ru	
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を 含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知の写しを電子メー ルで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービ スを条件とする。	
ロシア連邦の国民及び居住者のための管 轄受理官庁	出願人の選択により連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシ ア連邦)、ユーラシア特許庁 (E A P O) 又はW I P O (I B) 国際事務局 (附属書C参照)	
国内法令 ¹ はユーラシア特許庁 (E A P O) 又はW I P O国際事務局への 国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： ロシア連邦内で行われた発明	

[次頁に続く]

1 ロシア連邦民法第1395条, www.rupto.ruから参照可能。

R U	ロシア連邦 (続き)	R U
ロシア連邦が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) (国内段階参照) ユーラシア特許：ユーラシア特許庁 (E A P O) (国内段階参照)	
ロシア連邦を選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 ユーラシア：特許	
国際型調査に関するロシア連邦の規定	民法第1386条(4) ²	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： (ロシア語によるものであれば) 国際公開の時点から、又は当該公開がロシア語以外の言語によるものであれば、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) がその出願のロシア語による翻訳文を公開した時点から、出願人は国内法に従って仮保護が与えられる (民法第1392条及び第1396条(3)参照) ² ユーラシア特許を目的とする指定の場合： 国際公開 (ロシア語による場合) 後、又は公開がロシア語以外の言語で行われた場合にはE A P Oにより国際出願のロシア語による翻訳文の公開後、国内法に従って仮保護が与えられる	
ロシア連邦が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ロシア連邦が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の受領日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	
ユーラシア特許については、附属書B2のユーラシア特許機構 (E A) を参照		

² ロシア連邦民法はwww.rupto.ruから参照可能。